

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 5 回 総 会

平成 30 年 1 月 29 日 (月)

名護市農業委員会 第5回総会

開催日時 平成30年1月29日(月)午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 なし

議事録署名人 10番 金城 達文 11番 川上 達也

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第22号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の
買受適格証明願いについて
第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第24号 農地転用事業計画変更承認申請について
第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第26号 農用地利用集積計画の意見決定について
報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は10番と11番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第5回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第26号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告の農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（８番） 議案第 26 号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の 7 ページをご覧ください。平成 30 年 1 月 19 日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人 9 名。譲受人 7 名。設定筆数 18 筆、面積 22,405 ㎡。内 賃借権 8 筆、所有権移転 10 筆となっています。詳細については、8 ページをご覧ください。

1 番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5 年間の賃借権で、作物は水稻です。稼動人員は 1 人。稼動日数は 250 日となっています。

2 番から 11 番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はサトウキビとマンゴーです。稼動人員は 2 人。稼動日数は 250 日となっています。

12 番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5 年間の賃借権で、作物はサトウキビ。稼動人員は 2 人。稼動日数は 250 日となっています。

13 番で、譲渡人●の●さんから、譲受人の名護市農地利用集積円滑化団体へ、5 年間の賃借権を行っています。そして、

14 番で、名護市農地利用集積円滑化団体から譲受人の●の●さんへ、5 年間の賃借権で、作物は野菜です。稼動人員は 2 人。稼動日数は 250 日となっています。

15 番から 17 番は、譲受人●の●さん、5 年間の賃借権で、作物はサトウキビです。稼動人員は 2 人。稼動日数は 180 日と雇用者が 250 日となっています。

18 番は、譲渡人●の●さんから譲受人 農業生産法人●へ、5 年間の賃借権で、作物は芋となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たしていると考えます。

議長（８番） ただいま、事務局より説明がありました議案第 26 号について質疑はございませんか。

委員 円滑化団体と中間管理機構では、どのように違うのか。

事務局 要件が合う場合は、まずは中間管理事業の説明を行って、本人たちの意向を確認しています。今回の場合は、市が遊休ハウスを借受け、修繕を行った上で貸付を行っているため、円滑化団体を通して、農家へ貸し付けています。

議長（８番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（８番） 異議なしとのことですので、議案第 26 号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（８番） 次に報告 農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局説明をお願いします。

いします。

事務局

資料の9ページをご覧ください。以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地の転貸先が決まりましたので、ご報告します。整理番号1番 ●● ●番地、面積が3,098㎡。整理番号2番 ●● ●番地、面積が1,707㎡。2筆の転貸先は●の●さん。借受期間は、平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間。作物はサトウキビとウコンで、規模拡大を図るための賃貸借となっています。

整理番号3番 ●● ●番地、面積が1,683㎡。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成29年2月1日から平成39年1月31日までの10年間。作物はサトウキビで、規模拡大を図るための賃貸借となっています。

報告は以上です。

議長(8番) 事務局から報告がありました。この件に関して、ご意見等ございますか。
委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。

議長(8番) 議案第22号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料1ページをご覧ください。●● ●番地、●番地、●番地の3筆。登記田、現況畑。農振農用地外で3筆合計面積1,324㎡。この土地の競売に当たり、●の●さんから買受適格証明願いが出されています。稼働人員1名、稼働日数は250日。作物はサトウキビで、規模拡大を行うための申請となっていますので、下記のとおり、付帯決議を付して、許可相当としたいと考えています。

付帯決議、農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えないものとする。

議長(8番) ただいま、事務局より説明がありました。議案第22号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なしとのことですので、議案第22号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、付帯決議を踏まえ可決といたします。

議長(8番) 議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

資料2ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が6,414㎡の内3,300

m²。●の●さん外1名から●の●さんへ。規模拡大のための賃貸借となっています。従事者2名。稼働日数主250日、副150日。計画作物は観葉植物です。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地内で、4筆合計面積が3,300 m²。●の●さん外1名から●の●さんへ。規模拡大を図るための賃貸借となっています。従事者1名。稼働日数250日。計画作物はコーヒーです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第23号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第23号整理番号1番と2番については可決といたします。

議長（8番） 議案第24号農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、農地法第5条申請も同時に行っていますので、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について一括して事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料4ページの5条許可申請にて行います。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆面積が812 m²。●の●さんから●の●さんへ。資材置場とするための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。ただし、平成元年ごろからすでに資材置場として利用されているため、始末書を提出させています。また、同申請地は、平成26年にすでに5条許可を受けていますが、息子さんの●さんへ事業継承するため、変更承認申請も同時に行っています。

整理番号2番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が500 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置き場とするための所有権移転となっています。農地区分は、支所から300m以内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が347 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置き場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水道が埋設されている4m以上の道路に接しており、500m以内に公共施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。この申請地は、平成20年ごろからすでに資材置場として利用されているため、始末書を提出させています。

整理番号4番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地外で、2筆合計面積が369㎡。●の●さんから●●へ。公園、運動場とするための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が6.8ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。なお、同申請地は、平成29年にすでに5条許可を受けていますが、公園敷地を拡大するため、変更承認申請も同時に行っています。

整理番号5番 ●●●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の8筆。農振農用地外で、8筆合計面積が1,519㎡。●の●さん外1名から●の●さん外1名へ。宅地造成するための申請となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。なお、同申請地は、平成25年に宅地造成するための道路として4条許可を受けていますが、その周辺において宅地造成を行うため、変更承認申請も同時に行っています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第24号及び議案第25号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第24号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての整理番号1番から3番及び、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第5回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 金城 達文 印

署名委員 川上 達也 印